

令和7年9月30日
健康福祉常任委員会資料

第372回兵庫県議会提出議案審査参考資料

1 第92号議案 損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

病 院 局

第92号 損害賠償額の決定

県立尼崎総合医療センターの医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

1 事故の概要

令和3年2月2日、右股関節の人工骨頭置換術後、患者を手術台からベッドへ移乗する際、移乗用の補助具（ロールボード）が掛け布団に引っかかり、患者をベッドにスライドさせることができなかったため、医師が患者の左下肢を押してベッドに移乗させた。

その際、患者は右股関節に強い痛みを訴えたが、手術創の痛みと判断し、経過観察することとした。しかし、翌3日も痛みが強いことから、レントゲン撮影を行ったところ、人工関節周囲の骨折が判明。

このため、翌2月4日に人工関節再置換術を実施し、同年3月11日に退院。

当該医療事故に関し、相手方と損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

2 損害賠償の額

5,200,000円

兵庫県立病院における医療事故の公表について

1 概要

病院名 患者	概 要	原 因	対 応 策	(参 考) 患者の現状
尼 崎 総 合 医 療 センタ ー	<p>令和3年2月2日、右変形性股関節症に対する人工骨頭置換術の術後、患者をロールボードに乗せ、手術台からベッドへ移乗しようとしたところ、ロールボードがベッド上の掛け布団に引っかかったため、整形外科医師が、患者の左下肢を押して移乗させた。</p> <p>患者は右股関節に強い痛みを訴えたが、手術創の痛みと判断し、鎮痛剤を投与し様子を見たが、翌3日、痛みが強いため、レントゲン撮影したところ、人工関節周囲の骨折が判明した。</p> <p>翌4日に人工関節再置換術を施行し、3月11日に退院、以降は外来にて経過観察を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 患者の移乗において、障害物の確認を怠ったため、ロールボードがベッド上の掛け布団に引っかかった。 患部への配慮が不足していたため、患者の左下肢を押して移乗させたことで、手術をした右大腿部に外圧が加わり骨折した。 	<ul style="list-style-type: none"> 臥位の患者を移乗する際は、移乗先に障害となるものがないか声出し確認する。 手術室マニュアルに、声出し確認及び掛け布団の取扱い（部屋前のカートへ収納）を追記する。 手術直後は、当該科医師が患部を支え慎重に移乗する。 	令和3年3月11日に退院後、外来にて経過観察中。